

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査
浜名湖北部二期地区事業計画検討その 2 業務

特別仕様書
(当 初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1－1 条	国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区事業計画検討その 2 業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第 1－2 条	本業務は、「浜名湖北部二期地区」の実施に際し、施設整備計画(案)の策定や、営農計画(案)等を作成することを目的とする。														
(場 所) 第 1－3 条	業務位置は、静岡県浜松市地内で別添施行位置図に示すとおりである。														
(一般事項) 第 1－4 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう十分留意しなければならない。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1－16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (4) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第 1－5 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
博士	業務に該当する部門														
(照査技術者) 第 1－6 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学								
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													

項 目	内 容		
		農業	農業土木 農業農村工学
	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木	
	博士	業務に該当する部門	
(担当技術者) 第 1－7 条	(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。		
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。		
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
第 2 章 作業条件 (地区概要) 第 2－1 条	本業務の作業条件は、以下のとおりとする。 (1) 本地区の前歴国営事業概要は、以下のとおりである。 ・前歴事業名：国営浜名湖北部土地改良事業 ・事業工期：昭和 50 年度～平成元年度 ・関係市町村：静岡県浜松市 ・受益面積：2,427.1ha（前歴国営事業完了時） ・主要施設：ダム 1 箇所、ダム取水施設 1 箇所、頭首工 1 箇所、揚水機場 4 箇所、用水路（パイプライン）55km、制御施設 1 式 ・計画最大取水量：1.481m³/s（農水） ・主要作物：みかん ・施設管理者：静岡県（都田川ダム） 浜松市（ダム取水施設・須部頭首工・湖北揚水機場） 浜名湖北部用水土地改良区（上記以外） ・三者共有財産：都田川ダム		

項 目	内 容																												
(対象施設) 第 2－2 条 (貸与資料) 第 2－3 条	(農地防災：静岡県農地局、上水道用水：静岡県企業局、農業用水：農林水産省) ・ 二者共有財産：ダム取水施設、須部頭首工、湖北揚水機場建屋、制御施設 (上水道用水：静岡県企業局、農業用水：農林水産省) ・ 農水単独財産：上記以外 (2) 現行水利権の概要 ・ 受益面積 2,429 ha (樹園地：2,429 ha) ・ 最大取水量等																												
	<table><tr><th> 期間 区分 </th><th>4/1 ～ 5/31</th><th>6/1 ～ 6/30</th><th>7/1 ～ 8/31</th><th>9/1 ～ 10/31</th><th>11/1 ～ 翌年 3/31</th></tr><tr><td>最大取水量</td><td>m³/s 0.739</td><td>m³/s 1.111</td><td>m³/s 1.481</td><td>m³/s 0.739</td><td>m³/s 0.370</td></tr><tr><td>年間総取水量</td><td colspan="5">6,850 千 m³</td></tr></table>	期間 区分	4/1 ～ 5/31	6/1 ～ 6/30	7/1 ～ 8/31	9/1 ～ 10/31	11/1 ～ 翌年 3/31	最大取水量	m ³ /s 0.739	m ³ /s 1.111	m ³ /s 1.481	m ³ /s 0.739	m ³ /s 0.370	年間総取水量	6,850 千 m ³														
	期間 区分	4/1 ～ 5/31	6/1 ～ 6/30	7/1 ～ 8/31	9/1 ～ 10/31	11/1 ～ 翌年 3/31																							
	最大取水量	m ³ /s 0.739	m ³ /s 1.111	m ³ /s 1.481	m ³ /s 0.739	m ³ /s 0.370																							
	年間総取水量	6,850 千 m ³																											
	・ 取水量を確保するため、都田川ダムによる流水の貯留を利用する。																												
	本業務の対象施設は、別紙 1「対象施設一覧表」に示すものとする。																												
	貸与資料は、次のとおりである。																												
	<table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>浜名湖北部地区一般平面図</td><td>1 式</td></tr><tr><td>事業誌「浜名湖北部用水」</td><td>1 式</td></tr><tr><td>前歴事業計画書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営浜名湖北部地区施設管理図データ</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 20 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 1 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 2 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 3 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 4 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 5 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 6 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 7 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区ポンプ機能診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 26 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 8 業務</td><td>1 式</td></tr></table>	貸与資料	数量	浜名湖北部地区一般平面図	1 式	事業誌「浜名湖北部用水」	1 式	前歴事業計画書	1 式	国営浜名湖北部地区施設管理図データ	1 式	平成 20 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 1 業務	1 式	平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 2 業務	1 式	平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 3 業務	1 式	平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 4 業務	1 式	平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 5 業務	1 式	平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 6 業務	1 式	平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 7 業務	1 式	平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区ポンプ機能診断業務	1 式	平成 26 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 8 業務	1 式
	貸与資料	数量																											
浜名湖北部地区一般平面図	1 式																												
事業誌「浜名湖北部用水」	1 式																												
前歴事業計画書	1 式																												
国営浜名湖北部地区施設管理図データ	1 式																												
平成 20 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 1 業務	1 式																												
平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 2 業務	1 式																												
平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 3 業務	1 式																												
平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 4 業務	1 式																												
平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 5 業務	1 式																												
平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 6 業務	1 式																												
平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 7 業務	1 式																												
平成 25 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区ポンプ機能診断業務	1 式																												
平成 26 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その 8 業務	1 式																												

項 目	内 容
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	平成28年度 国営施設応急対策事業 浜名湖北部地区耐震検討その他業務 1式
	平成28年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その9業務 1式
	平成28年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その10業務 1式
	平成29年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 浜名湖北部地区その11業務 1式
	平成30年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 浜名湖北部地区その12業務 1式
	平成30年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 浜名湖北部地区その13業務 1式
	平成29年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区整備構想検討その他業務 1式
	平成30年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区整備構想検討他その2業務 1式
	平成31年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区整備構想検討他その3業務 1式
	令和2年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区整備構想検討他その4業務 1式
	令和4年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区整備構想検討その5業務 1式
	令和5年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区整備構想検討その6業務 1式
	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区事業計画検討業務 1式
	令和5年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区受益面積整理業務 1式
	令和6年度 全体実施設計天竜川下流二期地区他 受益面積整理業務 1式
	令和3年度 浜名湖北部地区地域整備方針策定業務 報告書 (実施者：浜松市) 1式
	令和4年度 浜名湖北部地区地域整備方針策定業務 報告書 (実施者：浜松市) 1式
	令和5年度 浜名湖北部地区地域整備方針策定業務 報告書 (実施者：浜松市) 1式
	令和元年5月27日同意時用水水収支計算プログラム(表計算形式) 1式
	なお、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 第2-3条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

項 目	内 容																
(関連業務) 第 2 - 5 条	(3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 貸与資料から得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報については、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 本業務の関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>業 務 名</th><th>業務実施期間 (予定)</th></tr> <tr> <td>全体実施設計 天竜川下流二期地区他 受益面積等整理その 2 業務 (仮称)</td><td>R7.9~R8.3</td></tr> </table>	業 務 名	業務実施期間 (予定)	全体実施設計 天竜川下流二期地区他 受益面積等整理その 2 業務 (仮称)	R7.9~R8.3												
業 務 名	業務実施期間 (予定)																
全体実施設計 天竜川下流二期地区他 受益面積等整理その 2 業務 (仮称)	R7.9~R8.3																
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙 2 「設計業務作業項目内訳表」に示すものとする。 【作業項目表】 <table border="1"> <tr> <th>作業項目</th><th>数量</th></tr> <tr> <td>1. 準備作業</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>2. 農業構造調査</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>3. 施設計画</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>4. 営農計画 (案) の作成</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>5. 環境情報協議会資料の作成及び運営</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>6. 照査</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>7. 点検取りまとめ</td><td>1 式</td></tr> </table>	作業項目	数量	1. 準備作業	1 式	2. 農業構造調査	1 式	3. 施設計画	1 式	4. 営農計画 (案) の作成	1 式	5. 環境情報協議会資料の作成及び運営	1 式	6. 照査	1 式	7. 点検取りまとめ	1 式
作業項目	数量																
1. 準備作業	1 式																
2. 農業構造調査	1 式																
3. 施設計画	1 式																
4. 営農計画 (案) の作成	1 式																
5. 環境情報協議会資料の作成及び運営	1 式																
6. 照査	1 式																
7. 点検取りまとめ	1 式																
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	作業の実施に伴い、特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 第 2 - 3 条に示す貸与資料、共通仕様書に示す参考図書及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 業務にあたっては学識経験者の助言を得て進めるものとする。 (3) 現地調査等、施設の状況確認においては、出来る限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (4) 共同施設の事業費については、令和 8 年度上半期に精度を高めた事業費の提示を求められている。 (5) 施設検討部会を令和 8 年 2 月頃開催予定としている。																

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第 3 - 3 条	技術提案書における技術提案内容については、設計共通仕様書第 1 - 1 1 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時まで履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条	共通仕様書第 1 - 1 0 条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第 2 回 中間（施設計画検討段階）Web 形式 第 3 回 中間（営農計画検討段階）Web 形式 第 4 回 中間（環境情報協議会資料作成段階）Web 形式 第 5 回 最終回（成果取りまとめ段階） なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条	(1) 成果物を共通仕様書第 1 章第 1 - 1 7 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 (2) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2 2 8 0 - 1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第 1 7 条から第 2 0 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2 - 2 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間に変更が生じた場合

項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	(6) 関係機関等対外的協議により調査計画に変更が生じた場合 (7) その他重要な変更が生じた場合 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙 1】対象施設一覧表

施設（付帯施設を含む）		主な構造及び規模
都田川ダム（検討対象外）		堤体工：中央コア型ロックフィルダム（堤高 55.0m、堤長 170.0m、堤体積 707,620m ³ ）
都田川ダム取水施設		取水施設：RC 造・斜樋型、取水工 6 門（鋼製スルースゲート、1.1m×0.7m）、緊急放流工 1 門（鋼製スルースゲート、1.5m×1.5m）
三ヶ日調整池		均一型、堤高：9.4m、堤長：93.0m、堤体積：32,000m ³ 有効貯水量：57,000m ³ 、総貯水量：60,000m ³
小野調整池		均一型、堤高：13.0m、堤長：102.5m、堤体積：42,200m ³ 有効貯水量：38,000 m ³ 、総貯水量：4,200m ³
須部頭首工		形式：フローティングタイプ、堤長：40.5m、洪水吐：12.5m×1.7m×2 門（ローラーゲート）、土砂吐：5.0m×2.1m×1 門（フラップ付きローラーゲート）、取水工：RC 造（10.4m×6.0m）
湖北揚水機場		RC 造、地下 1 階、地上 2 階建、建築面積 751.5m ² 、床面積：1,463.75m ² 、横軸両吸込渦巻単段ポンプ φ 500×2 台・φ 300×2 台、高圧電動機盤 6kV×3 面
三ヶ日揚水機場		RC 造、地下 1 階・地上 1 階建、建築面積：195.65m ² 、横軸両吸込単段ポンプ φ 250×1 台
小野揚水機場		RC 造、建築面積：113.4m ² 、横軸片吸込渦巻多段ポンプ φ 150×1 台
滝沢揚水機場		RC 造、建築面積：112.635m ² 、横軸片吸込多段渦巻ポンプ φ 125×2 台
幹線水路	パイプライン	φ 1,100～250mm φ 600mm 以上 SP・φ 500mm 以下 DCIP、L=32.1km
1 号支線水路	パイプライン	DCIP φ 400～250mm、L=3,670m
2 号支線水路	パイプライン	φ 400～250mm、L=6,730m
3 号支線水路	パイプライン	DCIP φ 400～350mm、L=3,220m
3-1 号支線水路	パイプライン	DCIP φ 300mm、L=1,280m
3-2 号支線水路	パイプライン	DCIP φ 300mm、L=1,700m
4 号支線水路	パイプライン	DCIP φ 400～300mm、L=2,720m
5 号支線水路	パイプライン	DCIP φ 300mm、L=2,370m

【別紙２】設計業務作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 準備作業		
1-1. 現地踏査	本業務の実施にあたり、現地に赴き施設位置や地形等を把握するため現地踏査する。	一式
1-2. 資料収集	過年度の調査結果及び本業務に必要な資料の収集し、内容を把握する。	一式
2. 農業構造調査	浜松市の地域計画を確認し、貸与資料、関連業務及び過年度業務報告書を参考に、座談会方式により地域の営農者（法人や意欲的な担い手）の方々に地域の課題や将来について提案や意見交換を行っていただき、意見や意向などを聞き取り整理し把握する。 また、座談会方式の手法・設問、集計後の分析等について学識経験者から助言を得ながら、座談会に提示する資料を作成するとともに、座談会を運営するものとする。 上記の座談会等には学識経験者にも同席していただくとともにアドバイザーとして、意見や意向などの内容を踏まえた荒廃農地解消方策への取組について助言を得ながら整理するものとする。 なお、座談会は１回程度を予定している。 学識経験者との打合せは３回程度予定しており、受注者も同席するものとし、業務打合せとは別に実施する予定である。	一式
3. 施設計画		
3-1. 施設整備計画の策定	過年度に取りまとめた整備構想を基に施設整備計画（案）を検討し策定する。 また、上記により作成する施設整備計画（案）等を基に、施設整備検討部会に提示する資料を作成する。	一式
3-2. 地元意向の取り込み	「3-1. 施設整備計画の策定」の施設整備計画（案）に対する地元関係機関の要望・意見を整理し、施設整備計画の構想や改修施設の優先順位を検討し、施設整備計画に反映する。	一式
3-3. 概算事業費算定	施設整備計画（案）に基づき概算事業費を算定し、算定根拠を整理する。	一式
3-4. 工事費明細書の作成	施設整備計画（案）に基づき工事費明細書を算定し、算定根拠を整理する。	一式
3-5. 数量計算書の作成	施設整備計画（案）に基づき数量計算書を作成し、算定根拠を整理する。	一式
3-6. 都田川ダム取水施設の概略設計の検討	都田川ダム取水施設の農業用水及び上水道（静岡県企業局）の取水量を確保しつつ、仮設を考慮した概略設計を検討する。 農業用水及び水道用水の取水量は次のとおりとする。 (1) 農業用水 ４月１日から５月３１日まで : 0.739m³/s ６月１日から６月３０日まで : 1.111m³/s	一式

作業項目	作業内容	作業数量
	7月1日から8月31日まで : 1.481m ³ /s 9月1日から10月31日まで : 0.739m ³ /s 11月1日から3月31日まで : 0.370m ³ /s (2) 水道用水 通年 : 0.420m ³ /s	
4. 営農計画（案）の作成		
4-1. 営農類型（営農類型・作付方式・経営計画）の作成	他地区の営農計画書を踏まえ、過年度業務で整理した営農計画（案）を基に、発注者が提示する資料等を用いて、営農類型（営農類型・作付方式・経営計画）を作成する（本作業は営農計画検討会で提出された意見等の反映を含む）。 なお、営農類型は、前歴事業計画書にならない、露地みかん、みかん（施設）の2品目とする。	一式
4-2. 営農計画検討会資料の作成及び運営	上記4-1で作成する営農計画（案）及び発注者が提示する営農計画検討会設立に係る資料等を基に、今年度1回開催予定の営農計画検討会に提示する資料を作成するとともに、検討会を運営する（運営費には代表農家（受益地内在住5名）の招請に係る費用負担も含まれる）。	一式
5. 環境情報協議会資料の作成及び運営	発注者が提示する環境情報協議会設立に係る資料、動植物の環境調査方針（案）等を基に、今年度1回開催予定の環境情報協議会に提示する資料を作成するとともに、協議会を運営する（運営費には有識者3名の招請に係る費用負担も含まれる）。	一式
6. 照査	照査計画に基づき、各作業項目について業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	一式
7. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書を作成する。	一式